



熊本県公報

第 1 2 5 4 0 号
平成 28 年 7 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	（会計課）	1
告 示		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	（障がい者支援課）	1
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	（高齢者支援課）	2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	（ 〃 ）	2
公 告		
○農用地利用配分計画の認可申請	（農地・担い手支援課）	2
○建築基準法第 4 2 条第 2 項に基づく道路の指定	（建築課）	3
○県営土地改良事業計画の変更	（農村計画課）	3
○県営土地改良事業計画の変更	（ 〃 ）	3
○県営土地改良事業計画の決定	（ 〃 ）	4
○平成 2 8 年度第 1 回熊本県消費生活審議会の開催	（消費生活課）	4
○土地区画整理組合の設立認可	（都市計画課）	4
○農用地利用配分計画の認可	（農地・担い手支援課）	4
○農用地利用配分計画の認可	（ 〃 ）	5
○農用地利用配分計画の認可	（ 〃 ）	6
○農用地利用配分計画の認可	（ 〃 ）	6
訓 令		
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	（総務事務センター）	7
登 載 依 頼		
○平成 2 8 年度第 2 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催	（公立大学法人評価委員会）	7
正 誤		
○平成 2 8 年 7 月 1 2 日熊本県労働委員会告示第 5 号（労働関係調整法第 1 0 条の規定に基づくあっせん員候補者）中	（県政情報文書課）	7

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 8 年 7 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 1 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。
「多良木高等学校 球磨商業高等学校 球磨工業高等学校
別表第 1 第 1 1 号中 球磨中央高等学校 を 球磨工業高等学校 に改める。
南稜高等学校 南稜高等学校
球磨工業高等学校」

附 則

- この規則は、平成 2 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 改正前の熊本県会計規則別表第 1 に規定する多良木高等学校、球磨商業高等学校及び南稜高等学校は、改正後の熊本県会計規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間、新規則第 2 条第 2 号に規定する地方支出機関とみなす。

告 示

熊本県告示第 7 1 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ケアサポートはまちどり 水俣市大黒町2丁目1番10号	NPO法人はまちどり 水俣市浜町1丁目8番14号 太田 清	同行援護	平成28年8月1日

熊本県告示第712号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人博光会 熊本市南区御幸 笛田六丁目7番40号	介護老人保健施設 ぼたん園 熊本市南区御幸 笛田六丁目8番1号	431100290	平成28年7月21日	介護老人保健施設

熊本県告示第713号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人平成苑 八代市海士江町 2833番1	地域密着型特別養護老人ホーム 八代草 八代市海士江町2833番1	431100291	平成28年7月21日	地域密着型介護老人福祉施設
社会福祉法人平成苑 八代市海士江町 2833番1	八代草短期入所生活介護 八代市海士江町 2833番1	431100292	平成28年7月21日	短期入所生活介護
社会福祉法人平成苑 八代市海士江町 2833番1	八代草デイサービスセンター 八代市海士江町 2833番1	431100293	平成28年7月21日	通所介護

公 告

熊本県公告第479号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年7月29日から同年8月12日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社村上牧場	上益城郡益城町小池	上益城郡益城町大字小池字前田2168番2ほか46筆

2 申請年月日
平成28年7月12日

熊本県公告第480号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び県北広域本部土木部において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第22号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年7月20日
- 4 指定道路の位置
菊池市広瀬字花房625番28先、同625番191先、同625番38先、同625番39先、同625番15先、同625番11先、同625番106先、同625番6先、同625番68先、同625番69先、同625番70先、同625番71先、同625番72先、同625番73先、同625番74先、同625番75先、同625番76先、同625番77先、同625番78先、同625番79先、同625番80先、同625番81先、同625番82先、同625番83先、同625番84先、同625番65先、同625番40先、同625番41先、同625番42先、同625番89先、同625番163先、同625番162先、同625番91先、同出田字西面ノ上2300番88先、同2300番74内、同2300番73内、同2300番72内、同2300番68先及び同2300番67先
- 5 指定道路の延長 439.35メートル
- 6 指定道路の幅員 1.90メートルから3.50メートル

熊本県公告第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営三野地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営三野地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年8月1日から平成28年8月29日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営八反田地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称

- 変更後の県営八反田地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成28年8月1日から平成28年8月29日まで
 - 3 縦覧場所 阿蘇市役所

熊本県公告第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営貝洲地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営貝洲地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成28年8月1日から平成28年8月29日まで
- 3 縦覧場所 八代市役所

熊本県公告第484号

平成28年度第1回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。
平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時 平成28年9月2日午後2時
- 2 開催場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
 - (1) 震災関連相談について
 - (2) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成27年度実施結果及び平成28年度実施状況について
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班（熊本県消費生活審議会事務局）（電話 096-333-2291）

熊本県公告第485号

合志市竹迫土地区画整理組合の設立について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。
平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 組合の名称 合志市竹迫土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成28年7月29日から平成31年3月31日まで
- 3 施行地区 熊本県合志市竹迫字桜山及び福原字下小塚の各一部
- 4 事務所の所在地 合志市竹迫1740番地2
- 5 組合設立認可の年月日 平成28年7月22日
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 事務所の掲示板及び合志市役所の掲示板にて行う。

熊本県公告第486号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

する。

平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社中原温室	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字内河原131番1ほか2筆
松崎 武司	熊本市西区中原町	熊本市西区沖新町字中島割931番ほか6筆
宮本 勝徳	熊本市南区良町	熊本市南区田迎町大字良町字古豆607番1ほか2筆

2 認可年月日

平成28年7月22日

熊本県公告第487号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社ファームズ天草	天草市中村町	天草市本町本字上カツ子1055番1
岡部 誠喜	天草市本町新休	天草市本町新休字高辻191番
株式会社絆	天草市浄南町	天草市本町本字轟8094番3
松下 勉	天草市本町本	天草市本町本字田原3091番4
松下 十四生	天草市本町新休	天草市本町新休字川添348番ほか1筆
松下 道明	天草市本町本	天草市本町新休字高辻258番ほか2筆
松下 道明	天草市本町本	天草市本町新休字野田668番1ほか14筆
松下 靖文	天草市本町本	天草市本町本字平253番2ほか5筆
松下 靖文	天草市本町本	天草市本町本字平246番ほか14筆
松坂 茂伸	天草市本町本	天草市本町本字瀧井手3384番2ほか6筆
松本 兼徳	天草市本町新休	天草市本町新休字川添442番ほか4筆
松本 兼徳	天草市本町新休	天草市本町本字福岡1387番ほか6筆
前田 賢一	天草市本町下河内	天草市本町新休字高辻265番1ほか1筆
前田 賢一	天草市本町下河内	天草市本町新休字野田664番3ほか5筆
倉田 秀樹	天草市本町本	天草市本町本字中鶴7397番1ほか2筆
倉田 政幸	天草市本町本	天草市本町本字樋下8386番ほか16筆
大田 計満	天草郡苓北町都呂々	天草市本町本字大橋7853番1ほか1筆
池野 君孝	天草市本町本	天草市本町本字大橋7869番2ほか8筆
竹本 益雄	天草市本渡町本戸馬場	天草市本町本字外平1153番1
鶴田 益生	天草市本町本	天草市本町本字上ノ原1837番2ほか1筆
鶴田 益生	天草市本町本	天草市本町本字上ノ原1825番2ほか6筆
堤内 豊喜	天草市佐伊津町	天草市本町本字釜平6996番2ほか4筆

白木 俊成	天草市本町本	天草市本町本字中鶴 7 3 8 6 番 2 ほか 5 筆
農事組合法人本町 営農組合	天草市本町本	天草市本町本字永田 1 4 3 4 番ほか 6 筆
農事組合法人本町 営農組合	天草市本町本	天草市本町本字平 3 0 9 番 2 ほか 9 筆
野嶋 一義	天草市本町本	天草市本町本字葛根林 8 3 2 3 番 2 ほか 2 筆
野嶋 一義	天草市本町本	天草市本町本字葛根林 8 3 2 6 番 2 ほか 8 筆
廣田 耕作	天草市本町本	天草市本町本字轟 8 0 9 1 番 1 ほか 2 筆
廣田 耕作	天草市本町本	天草市本町本字井手平 8 0 3 4 番 1 ほか 6 筆

2 認可年月日
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

熊本県公告第 4 8 8 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 7 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森本 惟誠	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字平町 1 5 9 9 番 1 ほか 6 筆
森本 惟誠	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町豊水字塘ノ上 3 4 5 4 番 3 ほか 1 筆
立花 富浩	菊池市玉祥寺	菊池市七城町流川字中道 8 5 3 番
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上 島	上益城郡嘉島町大字上仲間字前田 1 7 9 5 番 1 ほか 5 筆
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上 島	上益城郡嘉島町大字上仲間字皆本 1 2 9 番 1 ほか 1 筆
木村 隆博	上益城郡嘉島町鯉	上益城郡嘉島町大字鯉字下田 7 3 6 番ほか 3 筆
沖 徹信	上益城郡御船町高 木	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第二 4 3 1 番 2 ほか 2 筆
清住 昇	上益城郡甲佐町吉 田	上益城郡甲佐町大字芝原字芝原第二 1 0 8 番 1 ほか 1 筆
嶋原 俊一	球磨郡山江村山田 丙	球磨郡山江村大字山田乙字羽山 9 1 6 番 1 ほか 2 筆

2 認可年月日
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

熊本県公告第 4 8 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 7 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
仲嶋 敬申	下益城郡美里町古	下益城郡美里町古閑字楮原 2 0 2 8 番ほか

	閑	4 筆
本山 公政	下益城郡美里町萱野	下益城郡美里町萱野字上八ツ家 2 7 5 番ほか 2 筆
株式会社百木ファーム	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字山神 3 6 5 番 1 ほか 2 筆

2 認可年月日
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

訓 令

熊本県訓令第 3 3 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 8 年 7 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成 2 年熊本県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 号中メをヤとし、テからムまでをナからモまでとし、ツをテとし、テの次に次のように加える。
ト 消費生活センター
第 2 条第 3 号中チをツとし、サからタまでをシからチまでとし、コの次に次のように加える。
サ 博物館ネットワークセンター
附 則
この訓令は、平成 2 8 年 7 月 2 9 日から施行する。

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第 2 号

平成 2 8 年度第 2 回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。
平成 2 8 年 7 月 2 9 日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小 野 友 道

- 開催日時
平成 2 8 年 8 月 8 日（月）
午後 1 時 3 0 分から（2 時間程度）
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 議題
・平成 2 7 年度業務実績評価について
・第 3 期中期目標策定方法案について
- 傍聴者の定員
1 0 人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 3 0 分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 6 1）

正 誤

平成 2 8 年 7 月 1 2 日熊本県労働委員会告示第 5 号（労働関係調整法第 1 0 条の規定に基づくあっせん員候補者）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正誤															
10	正	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 230 619 268">加 島 裕 士</td> <td data-bbox="619 230 1374 268">熊本県労働委員会使用者委員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 268 619 306"></td> <td data-bbox="619 268 1374 306">熊本県経営者協会専務理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 306 619 344">吉 田 順 一</td> <td data-bbox="619 306 1374 344">熊本県労働委員会使用者委員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 344 619 383"></td> <td data-bbox="619 344 1374 383">株式会社SYSKEN取締役総務部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 383 619 421">白 濱 良 一</td> <td data-bbox="619 383 1374 421">熊本県労働委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 421 619 459">真 田 由 紀 子</td> <td data-bbox="619 421 1374 459">熊本県労働委員会事務局審査調整課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 459 619 497">石 元 光 弘</td> <td data-bbox="619 459 1374 497">熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長</td> </tr> </table>	加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員		熊本県経営者協会専務理事	吉 田 順 一	熊本県労働委員会使用者委員		株式会社SYSKEN取締役総務部長	白 濱 良 一	熊本県労働委員会事務局長	真 田 由 紀 子	熊本県労働委員会事務局審査調整課長	石 元 光 弘	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長
加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員															
	熊本県経営者協会専務理事															
吉 田 順 一	熊本県労働委員会使用者委員															
	株式会社SYSKEN取締役総務部長															
白 濱 良 一	熊本県労働委員会事務局長															
真 田 由 紀 子	熊本県労働委員会事務局審査調整課長															
石 元 光 弘	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長															
	誤	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 510 619 548">加 島 裕 士</td> <td data-bbox="619 510 1374 548">熊本県労働委員会使用者委員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 548 619 586"></td> <td data-bbox="619 548 1374 586">熊本県経営者協会専務理事</td> </tr> </table>	加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員		熊本県経営者協会専務理事										
加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員															
	熊本県経営者協会専務理事															